

大阪府弓道連盟規約

平成29年12月9日改訂

平成30年4月7日改訂

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は大阪府弓道連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、弓道の普及振興を図り、会員の体位の向上と人格の涵養に資するとともに、社会文化の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟の事業は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)大阪府内における弓道の普及振興に関する一般施策の樹立。
- (2)弓道の普及振興のための、各種講習会、研修会の開催。
- (3)学校弓道の普及振興に関する事項。
- (4)各種競技会の開催及び後援。
- (5)(公財)全日本弓道連盟(以下「全弓連」)の規程に基づく段級審査の実施。
- (6)近畿地域弓道連盟諸行事等相互の主幹及び参加。
- (7)全弓連等の諸行事への参加。
- (8)その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第4条 本連盟は事務局を大阪府下に置く。

第2章 組 織

(組織)

第5条 本連盟は、第2条の目的に賛同する府下の加盟団体である一般団体(以下、「クラブ」)及び大学弓道部ならびに高等学校弓道部で組織する。

- 2 一般団体とは、大阪府下所在の一般社会人の弓道団体をいう。
- 3 所属団体は、別に定める「大阪府弓道連盟規約細則」(以下、「府連規約細則」)により、所定の分担金及び所属会員の個人会費を納入したもので構成する。

- 4 本連盟に加盟しようとする団体は、府連規約細則に基づき、所定の書類により本連盟の会長に申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(加盟及び参画)

第6条 本連盟は、全弓連及び近畿地域弓道連合会ならびに(公財)大阪体育協会に加盟し、(公財)大阪武道振興協会に参画する。

第3章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理事 | 各クラブ1名及び大阪府学生弓道連盟(以下、「府学連」)代表1名、大阪高等学校体育連盟弓道専門部(以下、「高体連」)代表1名。 |
| (8) 監事 | 若干名 |
| (9) 選考委員 | 若干名 |
| (10) 派遣役員 | 若干名 |

第8条 本連盟には、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 本連盟の役員選出は、別に定める「大阪府弓道連盟役員選出規程」による。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその任にあたる。

(役員任務)

第11条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは、会長が欠けたときは、会長が予め指名する副会長がその職務を代行する。

- (3) 理事長は、本連盟の業務全般を掌握する。
 - (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (5) 事務局長は、本連盟の総務及び会計事務の統括をし、業務の詳細は「大阪府弓道連盟事務局業務細則」で別途定める。
 - (6) 常任理事は、理事会決議に基づき、本連盟の業務を分担し、執行処理する。
 - (7) 理事は、理事会を組織して会長の選出、本連盟の重要事項を審議し、決議する。また、本連盟からの通達及び連絡事項を所属クラブ員、学生・生徒等に周知徹底するとともに、各クラブ、大学及び高校からの要望及び意見を本連盟に申請する。
 - (8) 監事は、本連盟の予算の執行状況、会計処理の状況及び業務を監査し、ならびに決算を審査し、それらの結果を常任理事会及び理事会に報告し、改善指摘事項があれば、提言する。
また、監事は、各種会議に出席して意見を述べる事が出来る。
 - (9) 選考委員は、大阪府を代表する選手の選考にあたる。
 - (10) 派遣役員の業務は、上部団体である全弓連、(公財)大阪体育協会また(公財)大阪武道振興協会に本連盟を代表して各々の会議に出席する。
- 2 理事は理事以外の本連盟の役員を兼任することはできない。
 - 3 本連盟の役員は、任務にあたり所要実費の弁償を受ける事が出来る。

(名誉役員の役割)

- 第12条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に答え、本連盟に対し有益な助言を行い、本連盟の振興に寄与するものとする。
- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第4章 会 議

(会議)

- 第13条 本連盟の会議は、常任理事会及び理事会とする。

(常任理事会)

- 第14条 常任理事会は、規約第 7 条第1号から第6号及び第8号の役員等で構成する。
- 2 常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 3 常任理事会の議長は、理事長が務める。

4 常任理事会は、次の事項を検討し行う。

(1)理事会に提出する議案。

①事業計画及び事業報告。

②予算及び決算。

③本連盟の規約及び規程の改廃に関する事項。

(2)理事会で付託を受けた事項。

(3)事業執行に必要な事項。

(4)専門部会規程の審議、承認。

(5)専門部員選任の承認。

(6)その他必要な事項。

(理事会)

第15条 理事会は、本連盟の最高決議機関とする。

2 理事会は、理事定数の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

または、理事3分の1以上から会議の目的事項を示した要求のあったときには、会長は臨時に理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事の中からその都度選出する。

5 理事会は、次の事項を審議決定する。

(1)会長の選出。

(2)会長を除く役員等の承認。

(3)事業報告及び決算の承認。

(4)事業計画及び予算の承認。

(5)本規約及び規程の改廃。

(6)その他必要な事項。

(事業報告会)

第16条 事業報告会は、全会員を対象として理事会で審議及び決議された次の事項を報告、説明する。

(1)事業報告及び決算。

(2)事業計画及び予算。

(3)規約及び規程の改廃。

(4)その他の審議及び決議事項、ならびに執行部への意見、要望等。

2 事業報告会は、年1回年度初に行う。

第5章 専門部

(専門部)

第17条 本連盟の事業を適正かつ円滑に行うため、次の専門部を置く。

- (1)講習部
- (2)審査部
- (3)強化部
- (4)例会部
- (5)射会部
- (6)大会部
- (7)女子部
- (8)学生部
- (9)広報部

2 専門部は別に定める「大阪府弓道連盟専門部規程」によって、運用する。

第6章 会 計

(会計)

第18条 本連盟の会計は、次の収入をもって構成する。

- (1)会費。
- (2)加盟団体分担金。
- (3)加盟金。
- (4)全弓連審査規定に基づく審査料及び登録料の割戻金。
- (5)事業に伴う収入。
- (6)補助金。
- (7)寄付金。
- (8)その他の収入。

(特別会計)

第19条 本連盟は、一般会計とは別に、特別の目的を処理するために特別会計を設けることが出来る。

(会計年度)

第20条 本連盟の会計年度は毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(旅費)

第21条 本連盟の役員及び会員が、本連盟の業務遂行のために出張し、または大会等に参加するときは、別に定める「大阪府弓道連盟旅費規程」により旅費を支給する。

(慶弔)

第22条 本連盟の役員等において慶弔が生じたときは、別に定める「大阪府弓道連盟慶弔規程」により慶弔金を支給する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第23条 本連盟の目的達成のために著しく功績のあった個人及び団体に対して、別に定める「大阪府弓道連盟表彰規程」により、表彰を行うものとする。

(罰則及び役員解任)

第24条 本連盟の会員で、本連盟の名誉を傷つけ損害を与えたとき、または著しく目的に反する行為があった時は、「大阪府弓道連盟罰則規程」(以下、「府連罰則規程」)に基づき、理事会の議決を経て、その会員を処罰することができる。

- 2 本連盟の役員で、本連盟の役員として著しく目的に反する行為があった時は、府連罰則規程に基づき常任理事会の議決を経て、その会員を処罰することができる。

第8章 その他

(補助)

第25条 本連盟は、会員有志の行事等に関して会長及び理事長が認めた場合は、会員有志に対して補助することができる。

(細則)

第26条 本規約の運用及び事務局業務についての細則は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

(規約の改廃)

第27条 本規約の改廃は、理事会で審議し議決する。

付則(平成29年12月9日改訂)

- 1 この規約は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成7年8月29日制定(平成20年11月22日改定)の本連盟規約は廃止する。

付則(平成30年4月7日改訂)

この改訂は平成30年4月8日より施行する。